（注）　（略）

二・三　（略）

（平成二十九年農林水産省告示第三百六号の一部改正）

第四条　平成二十九年農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後		
家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものは、次の表の第一欄に掲げる物ごとに、それぞれ第二欄に定める物（第三欄に定める物を除く。）とする。		
第一欄	第二欄	第三欄
（略）	（略）	（略）
鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

改正前		
家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものは、次の表の第一欄に掲げる物ごとに、それぞれ第二欄に定める物（第三欄に定める物を除く。）とする。		
第一欄	第二欄	第三欄
（略）	（略）	（略）
鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（注）　（略）

二・三　（略）

附　則

この告示は、令和八年十月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、令和七年十月一日から施行する。

○経済産業省告示第百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和七年十月一日　　経済産業大臣　武藤　容治

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示

（製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の七の表中「同条第十三項」を「同条第十三項の就労選択支援、同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改める。

（ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示の一部改正）

第二条　ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示（平成十二年通商産業省告示第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「同条第十三項」を「同条第十三項の就労選択支援、同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改める。

（発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部改正）

第三条　発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示（平成十二年通商産業省告示第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「同条第十三項」を「同条第十三項の就労選択支援、同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十九項」に改める。

（平成十七年経済産業省告示第五十七号（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第十七条第四項第十二号等の規定に基づく鉱業上使用する工作物等の保安距離等）の一部改正）

第四条　平成十七年経済産業省告示第五十七号（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第十七条第四項第十二号等の規定に基づく鉱業上使用する工作物等の保安距離等）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までの規定中「同条第十三項」を「同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

附　則

この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四項に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。